

(案)

東京大学大学院総合文化研究科および教養学部における
高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員に関する内規令和 年 月 日 制定
教 授 会

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則（平成16年4月1日東大規則第54号）第18条の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科及び教養学部（以下「研究科」という。）における高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員に関し必要な事項を定める。

(職の設置)

第2条 障がいのある学生の能力を最大限に発達させる環境を持続的に提供するため、研究科に、障がいのある学生に対して統合的かつ継続的に支援を行う職員として高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員を置く。

2 前項の高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員は、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規則（平成16年4月1日東大規則第20号）第2条第4号または第5号に規定する職員とする。

(高度教務支援専門職員)

第3条 高度教務支援専門職員は、障がいのある学生に対する支援に関して特に高度な知識、経験等を必要とする専門的な業務を行う者とする。

2 高度教務支援専門職員は、次の各号の全てに該当すると認める者から選考するものとする。

- (1) 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、または特別支援教育士等の資格を有し、教育・福祉機関等において障がい者支援に関する業務経験を有する者
- (2) 人物及び識見ともに優れている者
- (3) 部局長その他一定の権限を有する者からの推薦が得られる者

(高度教務支援職員)

第4条 高度教務支援職員は、障がいのある学生に対する支援に関して高度な知識、経験等を必要とする業務を行う者とする。

2 高度教務支援職員は、次の各号の全てに該当すると認める者から選考するものとする。

- (1) 教育・福祉機関等において障がい者支援に関する業務経験を有する者

(案)

- (2) 人物及び識見ともに優れている者
- (3) 部局長その他一定の権限を有する者からの推薦が得られる者

(選考手続き等)

第5条 高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員の選考は、研究科長室会議の議を経て、研究科長が決定する。

(所属)

第6条 高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員は、学生相談所、事務部教務課、学生支援課のいずれかの所属とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、高度教務支援専門職員及び高度教務支援職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。